

社会人必見
国の給付金で
資格を取得

給付金がさらに拡充されました！^{にやんと!?} 専門実践教育訓練給付金制度



① 教育訓練給付金制度

働く人の能力開発やキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を自己負担で受講した方に対して、受講費用の一部(最大70%)を給付する制度です。一定の条件を満たす雇用保険の加入者が対象となります。

【指定学科/指定番号/指定期間】

言語聴覚学科 1310075-2120011-0 (令和3年10月1日～令和6年9月30日)

理学療法学科 1310075-2220011-0 (令和4年10月1日～令和7年9月30日)

② 2種類の給付金

この制度には2つの給付制度があり、基本となる①教育訓練給付金制度と、一つ目の「教育訓練給付金制度」の対象者であり、さらにいくつかの条件をクリアした方が対象となる②支援給付金制度です。この支援給付金は無職となる在学期間が給付期間となるため、言語聴覚学科は2年間支給されます。

※下記の支給条件は一部となります。詳細はハローワークでご確認ください。

	①教育訓練給付金制度	②支援給付金
給付額	支払った入学金と授業料の最大70%を給付	雇用保険の基本手当の80%を修業期間給付
給付条件	受講開始日までに通算2年以上の雇用保険の被保険者期間があり、在職中または、離職後1年以内の方。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門実践教育訓練給付金の対象者 ・受講開始時に45歳未満の方 ・受講する講座が通信、夜間課程でないこと

学費+実習費+教材費込みの合計を上回る支給額に！

支給例：言語聴覚学科（2年間学費合計240万円）

社会人Aさんの場合



①教育訓練給付金…授業料等を国が支援
支払った入学金や授業料に対して給付金を給付

	給付割合 (上乗金額)	対象となる訓練費用	給付額
1年次	50% (40万円)	入学金	20万円
		前期授業料	30万円
		後期授業料	30万円
40万円			
2年次	50% (40万円)	前期授業料	30万円
		後期授業料	30万円
30万円			
追加給付 ※条件あり	20% (48万円)	入学金	20万円
		授業料の合計	120万円
28万円			
給付額合計(最大)			98万円

さらプラス

②支援給付金…在学中の生活を国が支援
雇用保険の基本手当の80%を給付

直近6ヶ月の給与(税引前)から基本手当を算出

離職前の給与 20万円 雇用保険の基本手当(4866円)	>	雇用保険 基本手当の80% 3,892円 (日額)	>	1ヵ月分の 支援給付金 約11.7万円 (2ヵ月毎給付)
------------------------------------	---	------------------------------------	---	---------------------------------------

支援給付金合計

11.7万円×12ヶ月×2年=280万円

支給例：理学療法学科（3年間学費合計435万円）

社会人Bさんの場合



①教育訓練給付金…授業料等を国が支援
支払った入学金や授業料に対して給付金を給付

	給付割合 (上乗金額)	対象となる訓練費用	給付額
1年次	50% (40万円)	入学金	45万円
		前期授業料	40万円
		後期授業料	40万円
40万円			
2年次	50% (40万円)	前期授業料	40万円
		後期授業料	40万円
40万円			
3年次	50% (40万円)	前期授業料	40万円
		後期授業料	40万円
40万円			
追加給付 ※条件あり	20% (48万円)	入学金	45万円
		授業料の合計	240万円
48万円			
給付額合計(最大)			168万円

さらプラス

②支援給付金…在学中の生活を国が支援
雇用保険の基本手当の80%を給付

直近6ヶ月の給与(税引前)から基本手当を算出

離職前の給与 20万円 雇用保険の基本手当(4747円)	>	雇用保険 基本手当の80% 3,892円 (日額)	>	1ヵ月分の 支援給付金 約11.7万円 (2ヵ月毎給付)
------------------------------------	---	------------------------------------	---	---------------------------------------

支援給付金合計

11.7万円×12ヶ月×3年=421万円

※上記の支給例は一例となり、収入などにより個人差が生じますのでご了承ください。
制度の詳細は多摩リハビリテーション学院または、ハローワークにお問い合わせください。

専門実践教育訓練給付金の支給対象

教育訓練給付金を初めて受給する方



受講開始日までに、通算2年以上の雇用保険の被保険者期間があり、在職中または離職後（一般被保険者資格を喪失して）、1年以内の方が対象

※平成26年10月1日より前に旧制度の教育訓練給付金を受給した場合は、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに通算して2年以上の支給要件期間が必要です。

※ご利用が2回目以降の場合には、3年以上の支給要件期間が必要です。

支給対象になる場合

○被保険者期間が通算2年以上



○受講前の離職期間が1年未満の場合



POINT 被保険者期間の間に離職期間があった場合でも、1年未満の場合は被保険者期間を通算することができます

支給対象にならない場合

○離職後1年を超えた場合



○離職1年超により支給要件期間2年に満たない場合



POINT 被保険者の期間が2年間以上あった場合でも、離職期間が1年を超えると支給要件期間はリセットされます

支給までの流れと注意事項

専門実践教育訓練給付金制度の受給を希望される方は、原則として受講開始日の1ヵ月前までに、訓練前キャリア・コンサルティングを受けていただき、「ジョブ・カード」の交付を受けることが必要です。

Step1

管轄のハローワークへ

- ①受給資格の確認
- ②キャリアコンサルティングの予約&受講
- ③「ジョブ・カード」の発行を受ける

Step2

受講前の申請手続き（ハローワーク）

受講開始日（当学院では4月1日）の1ヵ月前までにハローワークにて申し込み手続きを行う。
重要 2月までの入試に合格する必要があります。

Step3

タマリハへ入学

専門実践教育訓練給付金制度を受けるための注意事項などを学院の担当教員が説明します。

Step4

支給の申請（ハローワーク）

各給付金の定められた期日毎に支給申請を行い、教育訓練中から支給を受けることができます。
※教育訓練給付金は6ヵ月毎、支援給付金は2ヵ月毎に申請

Step5

「追加給付」の支給申請（ハローワーク）

国家試験に合格し、かつ修了日の翌日から1年以内に就職（一般被保険者として雇用）した場合、教育訓練経費の20%にあたる追加給付を受けることができます。

重要

各種手続きの注意事項

- ・訓練前キャリアコンサルティングの実施日はハローワークにより異なりますので、お早めにお申し込みください。
- ・2月末までにハローワークへの申込手続きが必要になるため、2月の入学試験までに合格する必要があります。
- ・専門実践教育訓練給付金制度はハローワークが運営する制度です。支給額や支給要件などの重要事項については、必ず居住地管轄のハローワークにお問い合わせください。